

学生モニター規約

第1章 総則

(名称)

第1条 福井地本で指定するモニターの名称を学生モニターと称する。

(目的)

第2条 福井県在住の高校生、高等専門学校生、大学生、大学院生までを対象とした学生モニターを指定し、自衛隊及び福井地方協力本部が実施する募集・広報活動等に対する若者目線での意見、要望等を聴取して今後の募集・広報活動の資とするとともに、SNSによる情報発信による自衛隊活動の周知及び募集基盤の拡充を図る。

この際、学生モニターを自衛隊に入隊させることを主目的とせず、あくまで同年代の人たちに情報を発信するモニターとして取り扱う。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 広報イベント、部隊見学等へ参加し、自衛隊の実情を理解
- 2 学生モニター自身による情報発信（X、インスタグラム、Youtube等）
- 3 福井地本のホームページ、SNS、チラシ等に対する意見聴取（状況により、学生モニター同士の意見交換）
- 4 防衛省の募集・広報施策等に対する意見聴取

第2章 学生モニターの指定等

(指定)

第4条 第2条の目的に賛同し、指定申込書を提出した者をもって、自衛隊福井地方協力本部募集課広報班と各所間で協議し、学生モニターとして入会させる。ただし、申請時に18歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

(任期)

第5条 当年4月1日から翌年3月31日までの1年間を任期とする。ただし、情報発信力に優れる等、広報効果の高い学生モニターは、最大4年まで継続可能とする。

(退会)

第6条 学生モニターが以下の条件に該当した場合、退会した（する）ものとする。

- 1 本人より退会申込書が提出された場合
- 2 自衛隊へ入隊した場合
- 3 他府県の大学等へ進学した場合
- 4 大学を卒業した場合
- 5 自衛隊の信頼を損ねる行為をした場合

第3章 担当国会議

(会の開催)

第7条 自衛隊福井地方協力本部と学生モニターは、必要に応じ担当国会議を実施し、常に密接な連携を保つよう努める。

第4章 経費

(経費)

第8条 学生モニターが第3条に定める活動をするにあたって必要となる経費は、基本的に自衛隊福井地方協力本部の負担とし、特殊な場合、学生モニターとの協議により決定する。

第5章 規約の変更

(変更)

第9条 本規約の変更が必要となった場合、募集課広報班及び各所と協議した後、自衛隊福井地方協力本部長の認可を受け、変更できる。

附 則

この規約は、7年1月1日から施行する。